### 第1回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和 3 年 10 月 13 日 (水) 午前 10 時 00 分~ 場所 庁舎 6 階 6-1 大会議室

1 発生状況について

資料 1

2 岐阜県の対応について

資料 2

- 3 岐阜市の対応について
- 4 その他

### 【配布資料】

資料 1 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.10.12 公表時点)

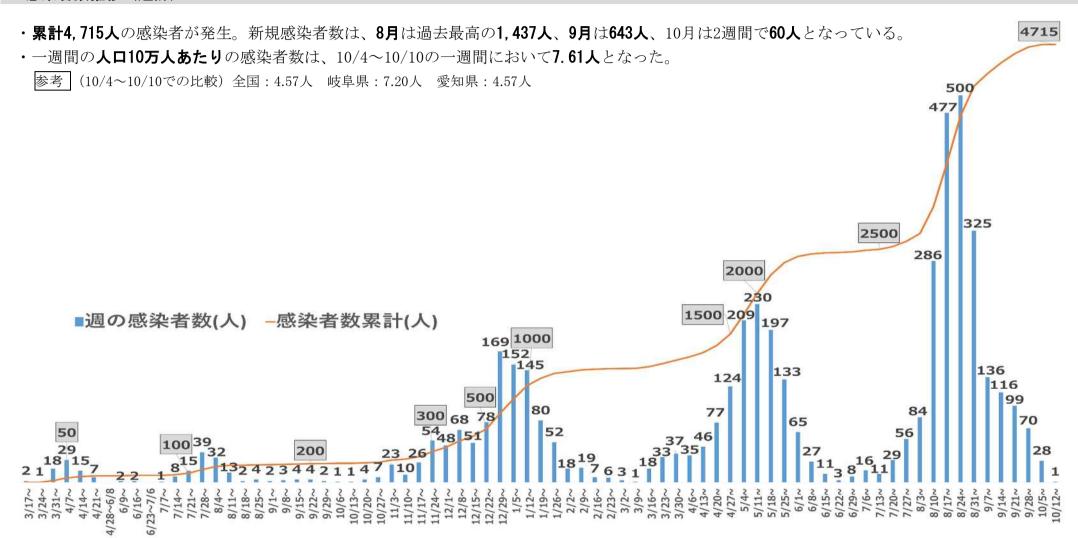
資料 2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第33回)対策本部本部員会議(第45回)

参考 1 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

参考 2 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

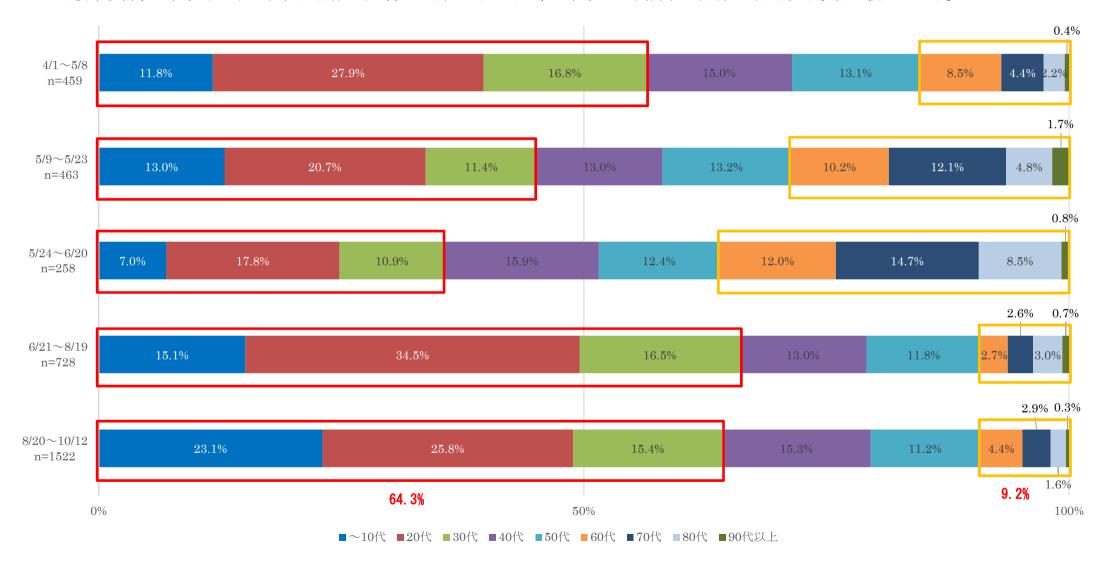
### 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.10.12公表時点)

### 1 感染者数推移(週計)



### 2 年代別割合の比較(令和3年4月以降)

- ・30代以下が64.3%、60代以上が9.2%となっている。
- ・6月後半以降、30代以下の若い世代が全体の約3分の2を占める一方で、60代以上の高齢者の割合が1割を切る状況が続いている。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

### 岐阜県新型コロナウイルス感染症 対策協議会(第33回) 対策本部本部員会議(第45回)

日 時:令和3年10月12日(火)

10:30~

場 所: 県庁4階 特別会議室

1 県内の感染状況等

資料 1

2 県の対策

新型コロナウイルス感染症対策(案)~新たな波に備えて~

資料 2

### 岐阜県新型コロナウイルス感染症

### 対策協議会(第33回) 対策本部本部員会議(第45回) 出席者名簿 日時:令和3年10月12日(火)10:30~ 場所:岐阜県庁4階 特別会議室

### 市町村

| 1 III H 1 1 |        |                 |    |
|-------------|--------|-----------------|----|
| 市名          | 氏名等    | 備考              |    |
| 岐阜市         | 中村 こず枝 | 保健衛生部長<br>兼保健所長 | ΤV |
| 大垣市         | 石田 仁   | 市長              | ΤV |
| 高山市         | 國島 芳明  | 市長              | ΤV |
| 多治見市        | 古川 雅典  | 市長              | ΤV |
| 関市          | 尾関 健治  | 市長              | ΤV |
| 中津川市        | 青山 節児  | 市長              | ΤV |
| 美濃市         | 纐纈 敬久  | 総務部長            | ΤV |
| 瑞浪市         | 水野 光二  | 市長              | ΤV |
| 羽島市         | 石黒 恒雄  | 副市長             | ΤV |
| 恵那市         | 小坂 喬峰  | 市長              | ΤV |
| 美濃加茂市       | 伊藤 誠一  | 市長              | ΤV |
| 土岐市         | 加藤 淳司  | 市長              | ΤV |
| 各務原市        | 浅野 健司  | 市長              | ΤV |
| 可児市         | 冨田 成輝  | 市長              | ΤV |
| 山県市         | 藤田 弘子  | 健康介護課長          | ΤV |
| 瑞穂市         | 森 和之   | 市長              | ΤV |
| 飛騨市         | 都竹 淳也  | 市長              | ΤV |
| 本巣市         | 藤原 勉   | 市長              | ΤV |
| 郡上市         | 日置 敏明  | 市長              | ΤV |
| 下呂市         | 山内 登   | 市長              | ΤV |
| 海津市         | 横川 真澄  | 市長              | ΤV |

| 町村名  | 氏名等 |    |        | 備考 |
|------|-----|----|--------|----|
| 岐南町  | 坂口  | 正  | 副町長    | ΤV |
| 笠松町  | 服部  | 敦美 | 住民福祉部長 | ΤV |
| 養老町  | 川地  | 憲元 | 副町長    | ΤV |
| 垂井町  | 片岡  | 兼男 | 副町長    | ΤV |
| 関ケ原町 | 藤田  | 栄博 | 副町長    | ΤV |
| 神戸町  | 藤井  | 弘之 | 副町長    | ΤV |
| 輪之内町 | 中島  | 良重 | 調整監    | ΤV |
| 安八町  | 岡田  | 武史 | 副町長    | ΤV |
| 揖斐川町 | 宮野  | 正臣 | 住民福祉部長 | ΤV |
| 大野町  | 武藤  | 貞雄 | 副町長    | ΤV |
| 池田町  | 牛嶋  | 勝一 | 副町長    | ΤV |
| 北方町  | 畑中  | 章吾 | 主幹     | ΤV |
| 坂祝町  | 三品  | 智裕 | 副町長    | ΤV |
| 富加町  | 足立  | 宏司 | 参事     | ΤV |
| 川辺町  | 桜井  | 繁治 | 参事     | ΤV |
| 七宗町  | 渡邉  | 豊明 | 参事     | ΤV |
| 八百津町 | 纐纈  | 幸美 | 副町長    | ΤV |
| 白川町  | 佐伯  | 正貴 | 副町長    | ΤV |
| 東白川村 | 今井  | 英樹 | 会計管理者  | ΤV |
| 御嵩町  | 寺本  | 公行 | 副町長    | ΤV |
| 白川村  | 板谷  | 孝明 | 副村長    | ΤV |

### 2 各種団体

| 団体名         | 氏名等        |  |  |
|-------------|------------|--|--|
| 岐阜県医師会      | 磯貝 光治 常務理事 |  |  |
| 岐阜県歯科医師会    | 阿部 義和 会長   |  |  |
| 岐阜県薬剤師会     | 有川 幸孝 専務理事 |  |  |
| 岐阜県病院協会     | 冨田 栄一 会長   |  |  |
| 岐阜県看護協会     | 青木 京子 会長   |  |  |
| 岐阜県観光連盟     | 山岡 利安 副会長  |  |  |
| 岐阜県経営者協会    | 山口 嘉彦 会長   |  |  |
| 岐阜県商工会議所連合会 | 森 健二 専務理事  |  |  |
| 岐阜県商工会連合会   | 岡山 金平 会長   |  |  |

| 団体名           | 氏名等          |  |  |  |
|---------------|--------------|--|--|--|
| 岐阜県中小企業団体中央会  | 今井 哲夫 会長     |  |  |  |
| 岐阜県経済同友会      | 鈴木 良春 筆頭代表幹事 |  |  |  |
| 岐阜県商店街振興組合連合会 | 日比野 豊 理事長    |  |  |  |
| 岐阜県農業協同組合中央会  | 櫻井 宏 代表理事会長  |  |  |  |
| 大垣銀行協会        | 竹中 哲夫 公務金融部長 |  |  |  |
| 日本政策金融公庫 岐阜支店 | 梅沢 光一 支店長    |  |  |  |
| 商工組合中央金庫 岐阜支店 | 前島 晋介 次長     |  |  |  |
| 岐阜労働局         | 大地 直美 局長     |  |  |  |

### 3 専門家

|     | - 13 1 3 2 3 1 |          |  |  |
|-----|----------------|----------|--|--|
| 所属名 |                | 氏名等      |  |  |
|     | ぎふ綜合健診センター     | 村上 啓雄 所長 |  |  |

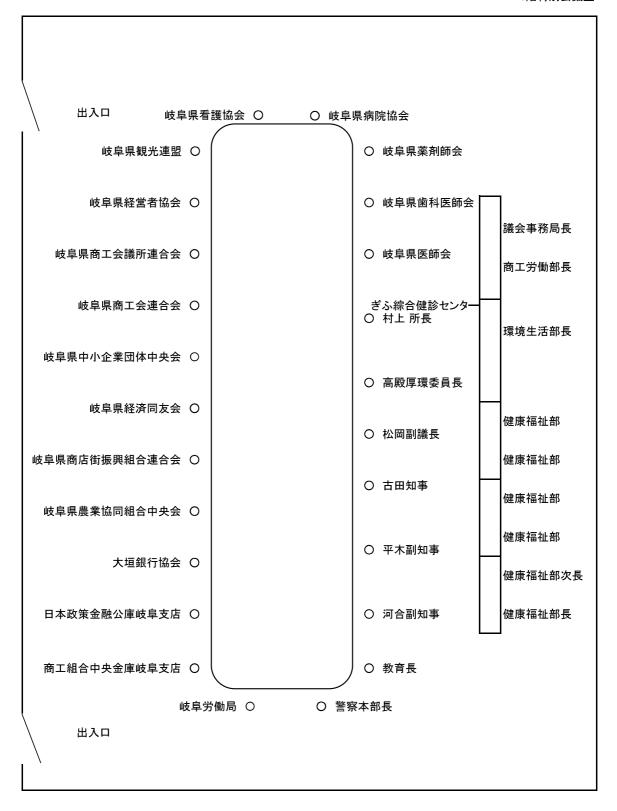
### 4 県

|            | 氏名    |
|------------|-------|
| 知事         | 古田 肇  |
| 副議長        | 松岡 正人 |
| 厚生環境委員会委員長 | 高殿 尚  |
| 副知事        | 平木 省  |
| 副知事        | 河合 孝憲 |
| 教育長        | 堀 貴雄  |
| 警察本部長      | 加藤 伸宏 |
| 秘書広報統括監    | 欠席    |
| 総務部長       | 欠席    |
| 清流の国推進部長   | 丸山 淳  |
| 危機管理部長     | 欠席    |
| 環境生活部長     | 内木 禎  |
| 県民文化局長     | 市橋 貴仁 |
| 健康福祉部長     | 堀 裕行  |

|           | 氏名     |
|-----------|--------|
| 子ども・女性局長  | 安江 真美  |
| 商工労働部長    | 崎浦 良典  |
| 観光国際局長    | 矢本 哲也  |
| 農政部長      | 長尾 安博  |
| 林政部長      | 高井 峰好  |
| 県土整備部長    | 船坂 徳彦  |
| 都市建築部長    | 大野 真義  |
| 都市公園整備局長  | 湯澤 将憲  |
| 会計管理者     | 西垣 功朗  |
| 議会事務局長    | 服部 敬   |
| 人事委員会事務局長 | 村田 嘉子  |
| 監查委員事務局長  | 三田村 俊史 |
| 労働委員会事務局長 | 樋口 博久  |
| 健康福祉部次長   | 篭橋 智基  |

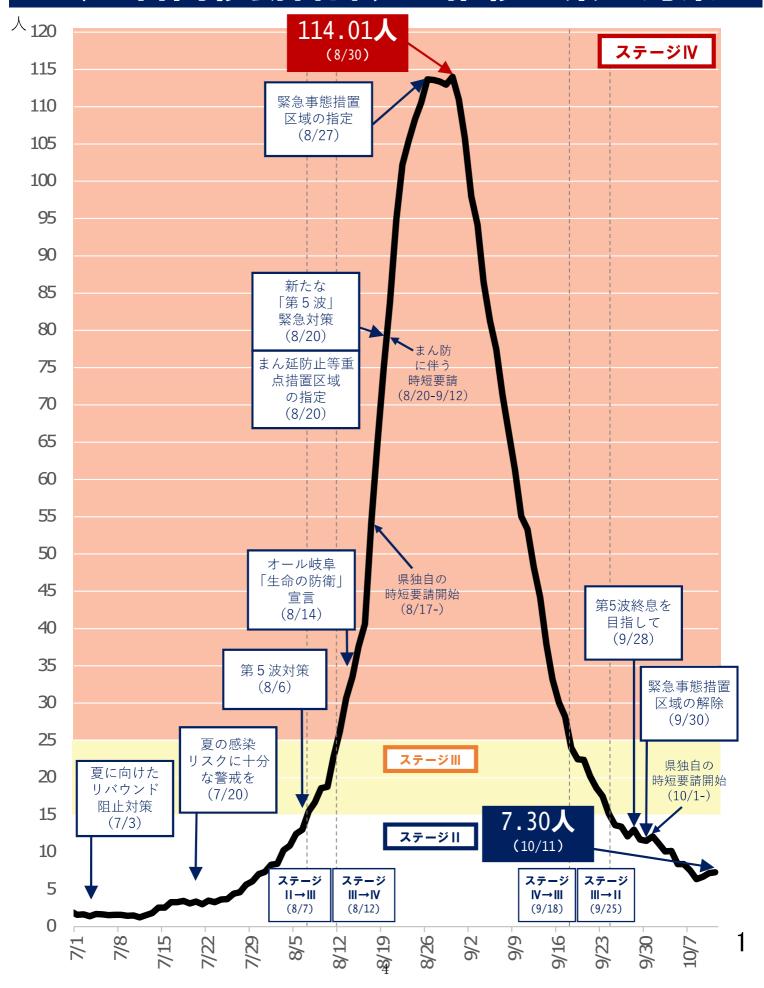
### 岐阜県新型コロナウイルス感染症 対策協議会(第33回) 対策本部本部員会議(第45回) 配席図

令和3年10月12日(火)10:30~ 4階特別会議室

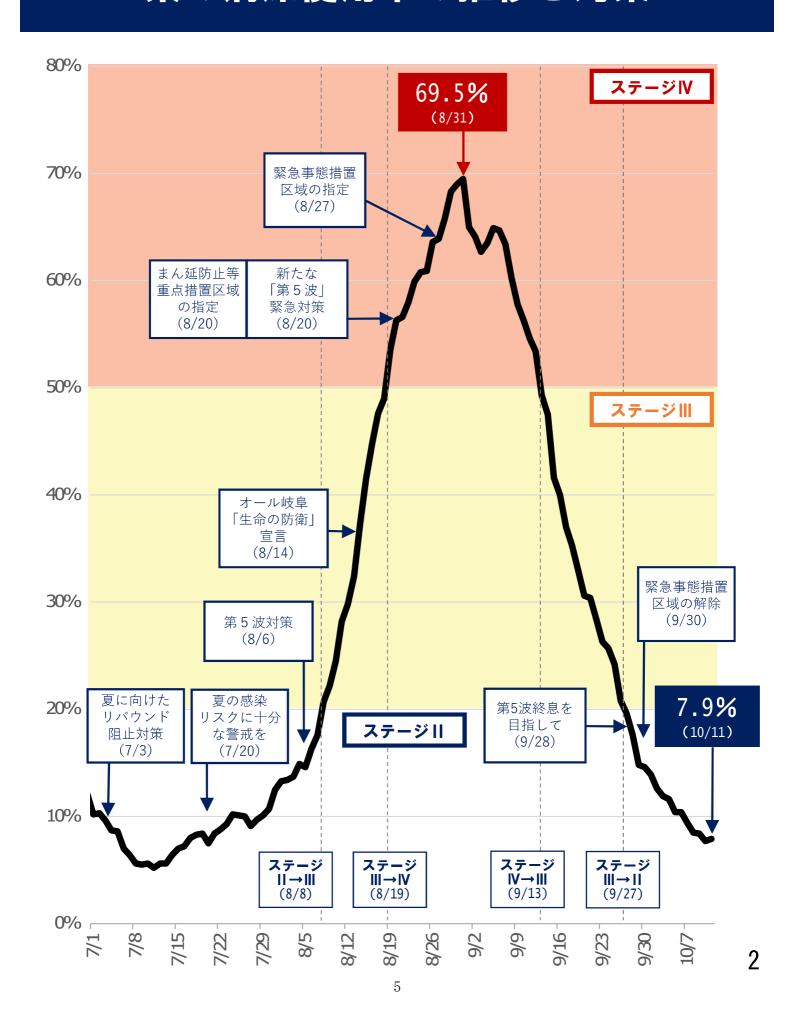


資料 1

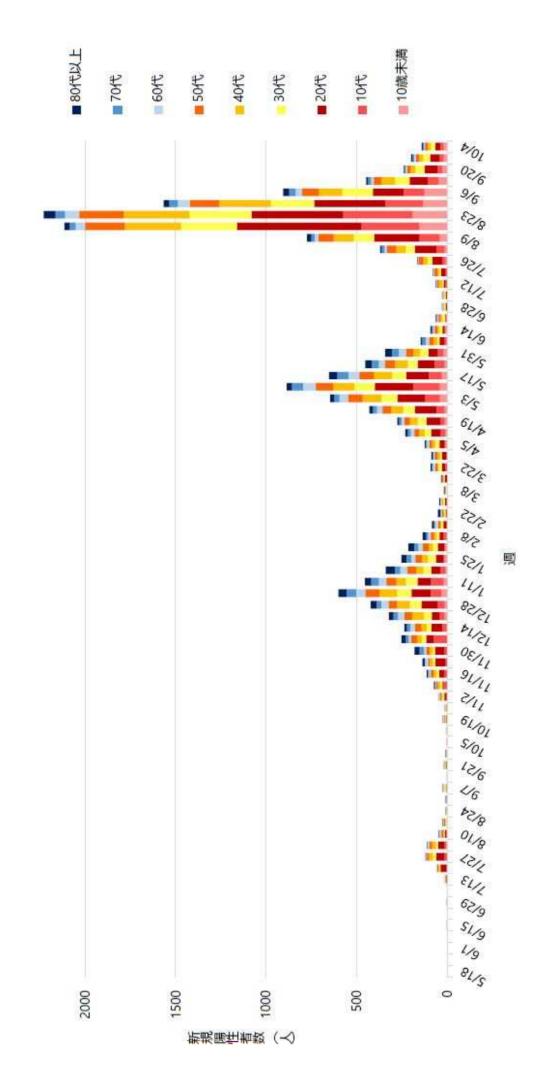
### 県の10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



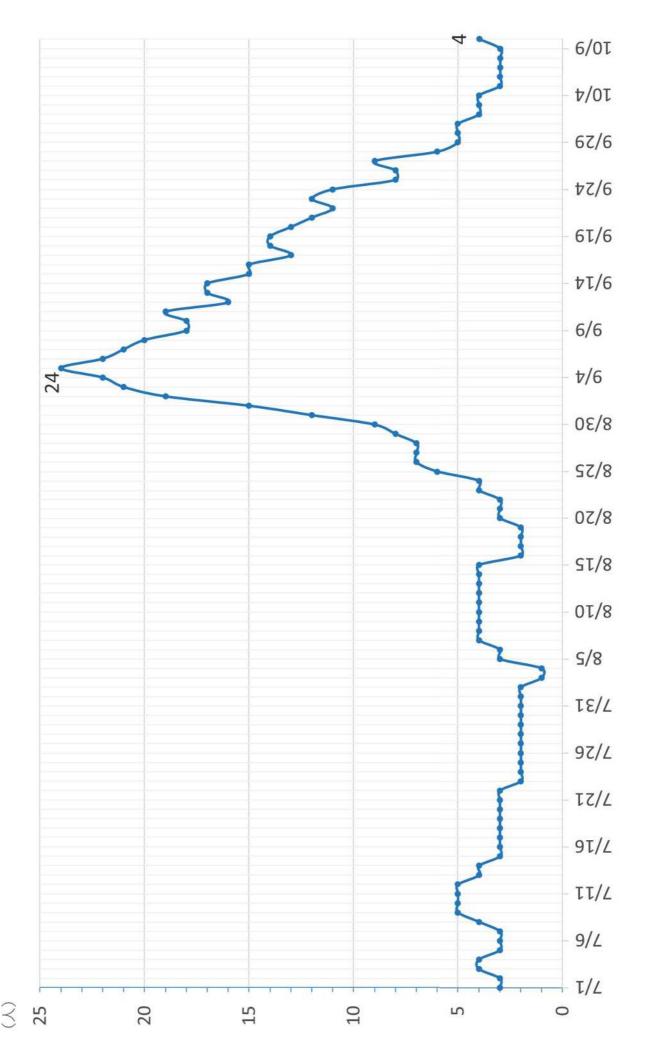
### 県の病床使用率の推移と対策



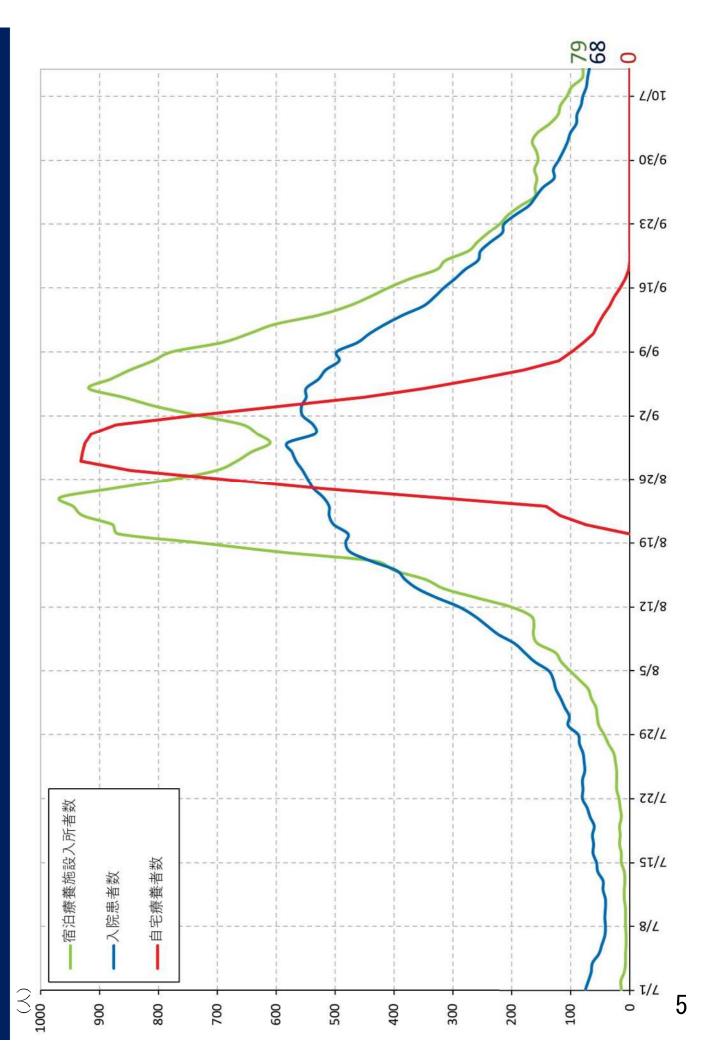
# **週別・年代別・新規患者数推移**



### 岐阜県の重症者の推移

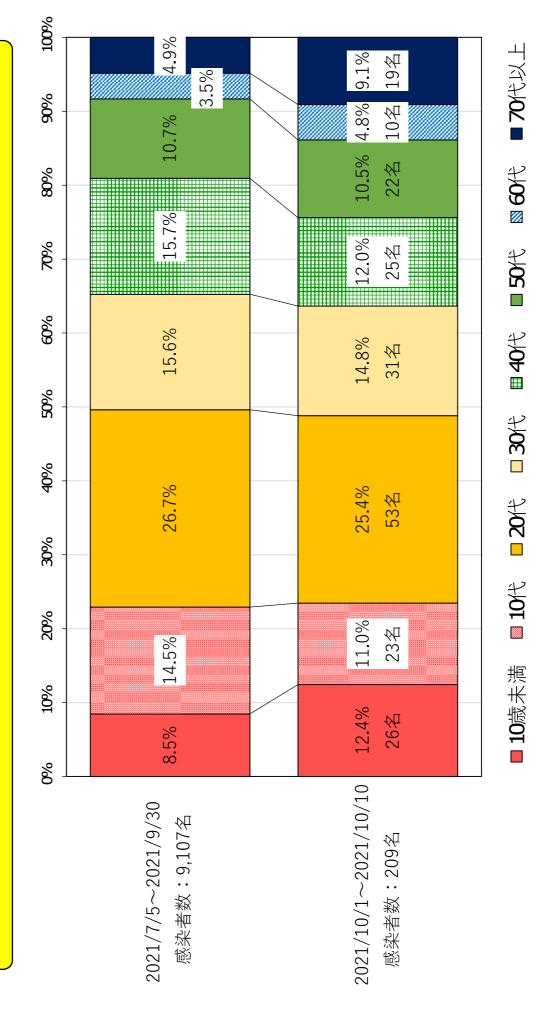


### 岐阜県の療養者数の推移



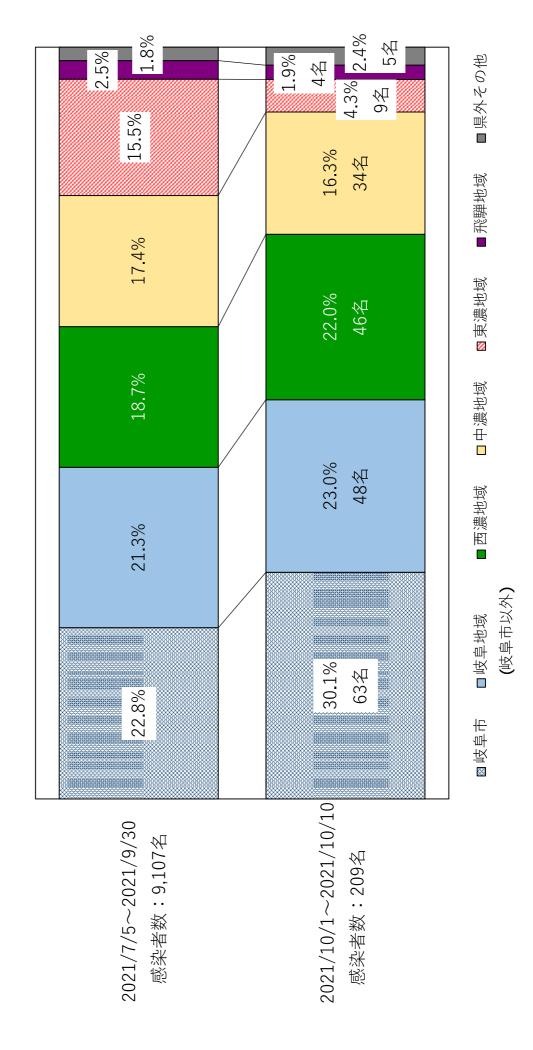
# 直近の傾向 感染者の年齢構成

## 10代以下、20代及び30代の割合が多い



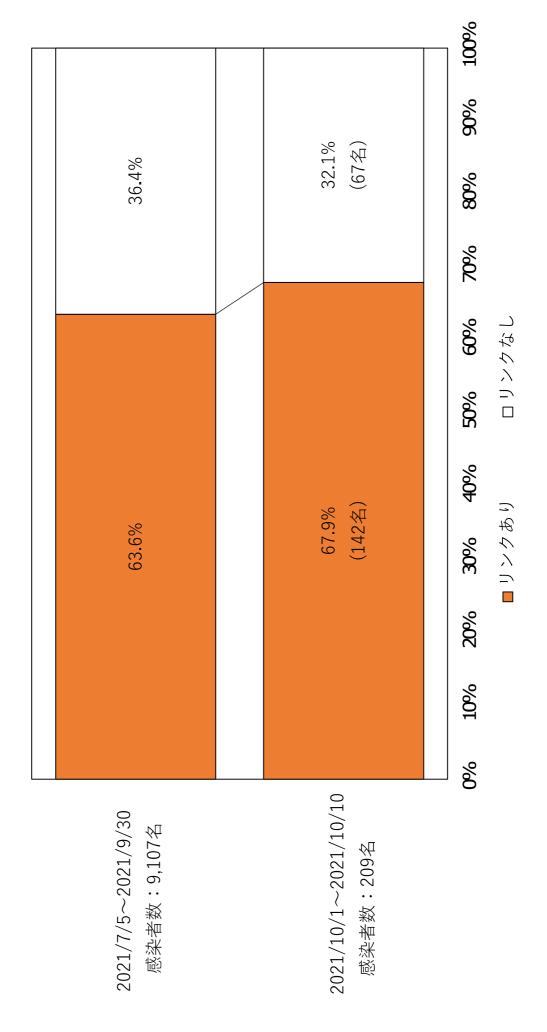
## 直近の傾向 感染者の居住地

### 岐阜・西濃圏域で7割強を占める



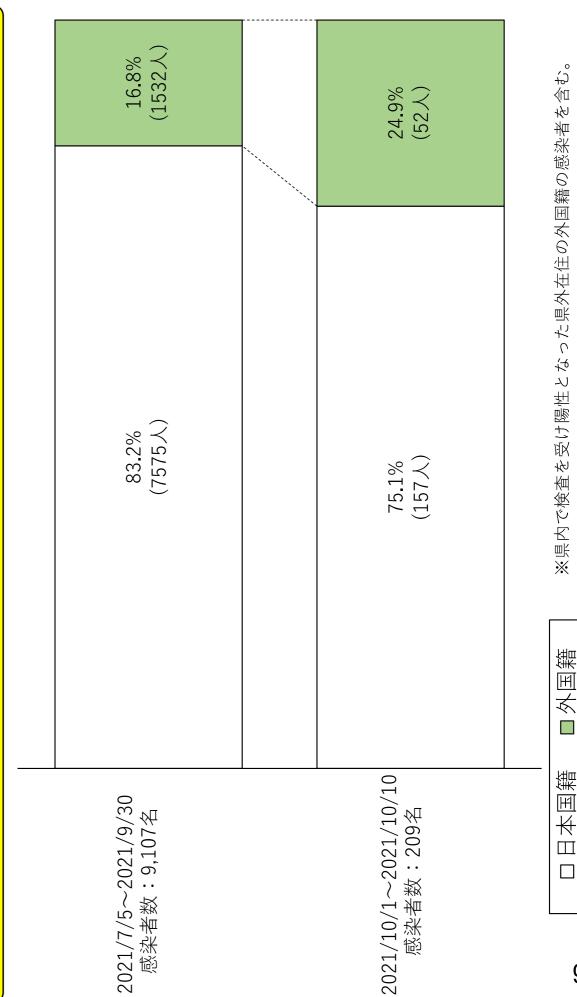
### 直近の傾向 リンクの有無

### 感染経路判明事例は7割弱



### 感染者に占める外国籍の割合 直近の傾向

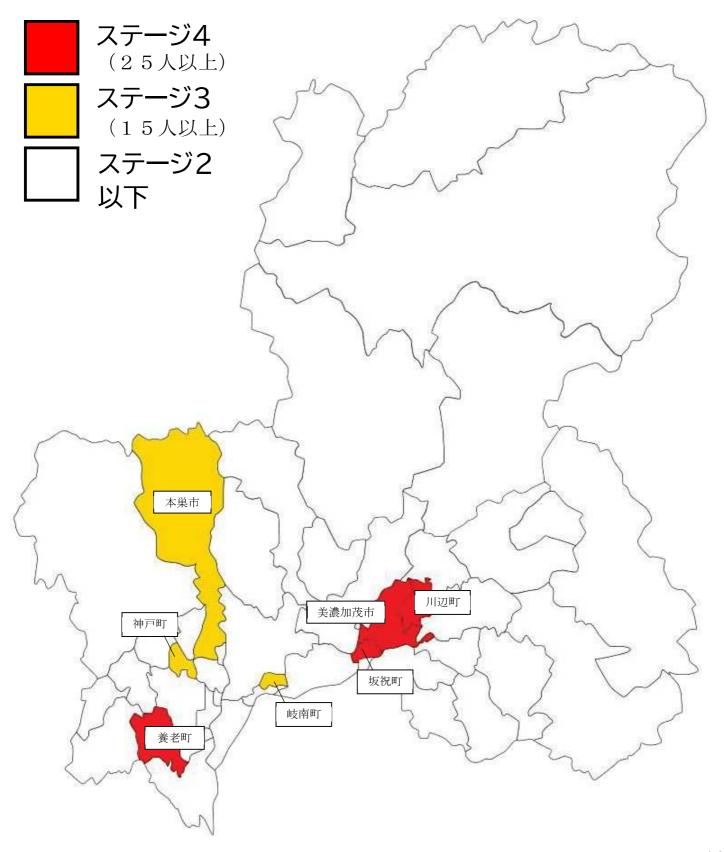
# 感染者に占める外国籍の割合は、10月に入りさらに増加



12

### 岐阜県の感染状況(ステージ別)

人口10万人あたり1週間の新規感染者数 (10月5日~10月11日)

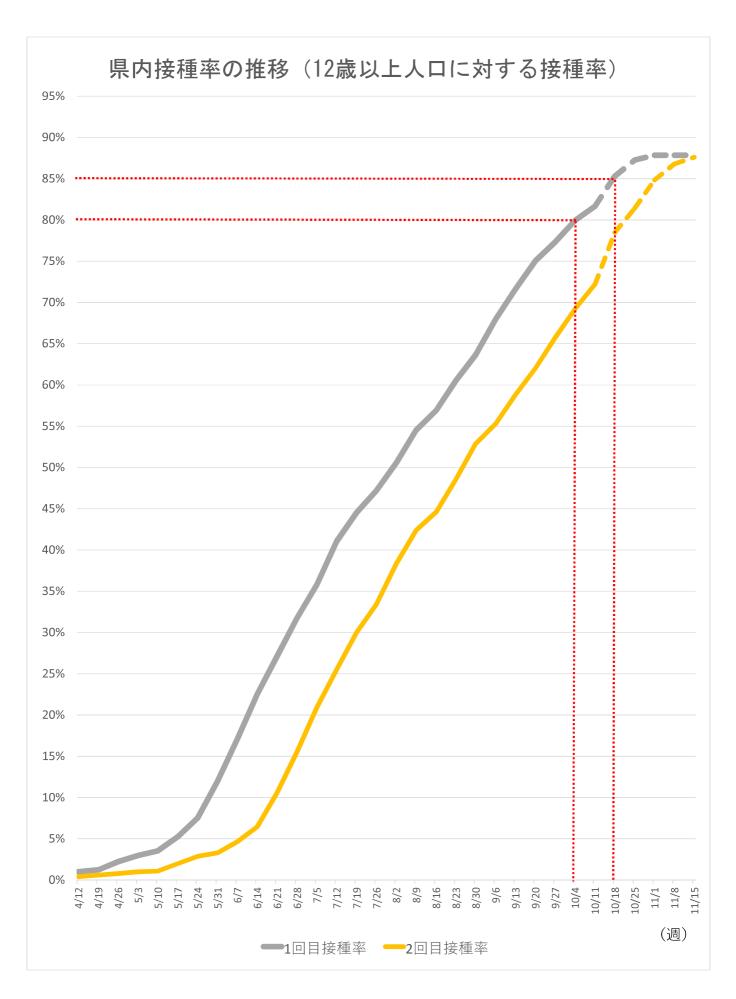


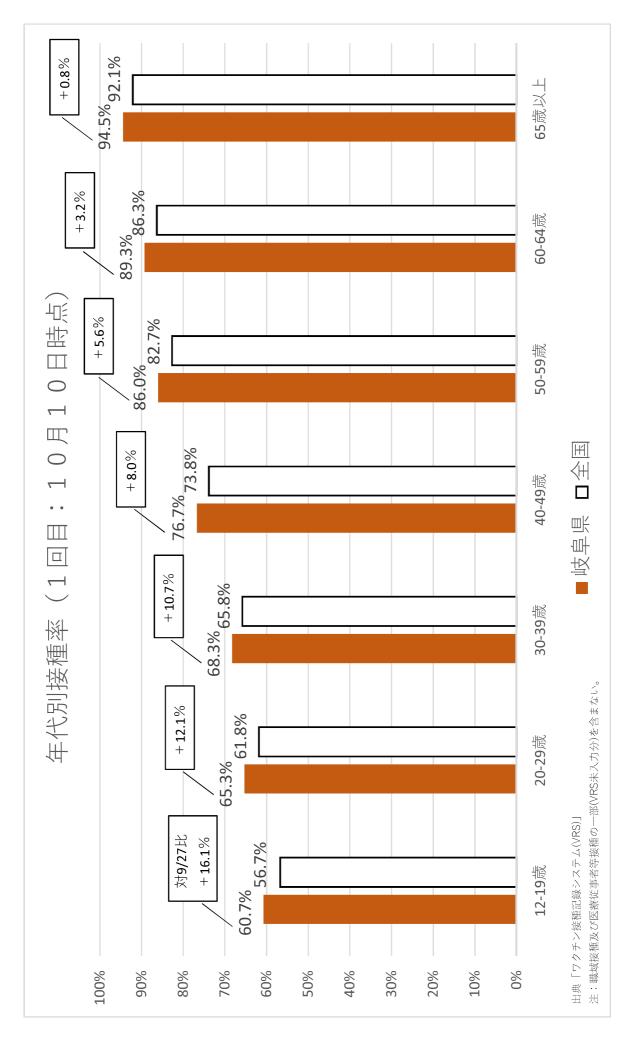
### 市町村別の感染状況(10月11日公表分まで)

|       |        |             | 感染者数 |       |               |    |
|-------|--------|-------------|------|-------|---------------|----|
| 市町村   | 累計     | 8/1以降       | 直近一週 | 間(1   | 0/5~10/11)    |    |
|       | NCH!   | (8/1~10/11) |      | 順位    | 人口10万対        | 順位 |
| 岐阜市   | 4,484人 | 2,048人      | 29人  | 1     | 7 <b>.</b> 23 | 12 |
| 大垣市   | 1,698人 | 970人        | 15人  | 3     | 9.44          | 10 |
| 高山市   | 340人   | 163人        | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 多治見市  | 979人   | 503人        | 1人   | 16    | 0.93          | 21 |
| 関市    | 635人   | 304人        | 4人   | 10    | 4.62          | 17 |
| 中津川市  | 489人   | 319人        | 1人   | 16    | 1.31          | 20 |
| 美濃市   | 143人   | 75人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 瑞浪市   | 282人   | 144人        | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 羽島市   | 523人   | 253人        | 7人   | 7     | 10.52         | 9  |
| 恵那市   | 223人   | 122人        | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 美濃加茂市 | 960人   | 383人        | 19人  | 2     | 33.41         | 3  |
| 土岐市   | 575人   | 280人        | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 各務原市  | 1,426人 | 733人        | 12人  | 5     | 8.32          | 11 |
| 可児市   | 1,455人 | 552人        | 13人  | 4     | 12.98         | 8  |
| 山県市   | 204人   | 102人        | 1人   | 16    | 3.88          | 18 |
| 瑞穂市   | 676人   | 293人        | 3人   | 13    | 5 <b>.</b> 37 | 16 |
| 飛騨市   | 39人    | 20人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 本巣市   | 273人   | 116人        | 7人   | 7     | 21.21         | 6  |
| 郡上市   | 121人   | 70人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 下呂市   | 94人    | 42人         | 2人   | 15    | 6.41          | 13 |
| 海津市   | 235人   | 157人        | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 岐南町   | 314人   | 193人        | 5人   | 9     | 19.56         | 7  |
| 笠松町   | 280人   | 122人        | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 養老町   | 226人   | 141人        | 9人   | 6     | 33.25         | 4  |
| 垂井町   | 182人   | 96人         | 1人   | 16    | 3.73          | 19 |
| 関ケ原町  | 48人    | 21人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 神戸町   | 154人   | 60人         | 4人   | 10    | 21.32         | 5  |
| 輪之内町  | 60人    | 35人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 安八町   | 136人   | 78人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 揖斐川町  | 108人   | 39人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 大野町   | 113人   | 69人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 池田町   | 113人   | 64人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 北方町   | 214人   | 118人        | 1人   | 16    | 5.48          | 15 |
| 坂祝町   | 96人    | 49人         | 3人   | 13    | 36.02         | 2  |
| 富加町   | 27人    | 12人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 川辺町   | 85人    | 21人         | 4人   | 10    | 40.38         | 1  |
| 七宗町   | 20人    | 6人          | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 八百津町  | 115人   | 29人         | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 白川町   | 28人    | 6人          | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 東白川村  | 7人     | 0人          | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 御嵩町   | 144人   | 64人         | 1人   | 16    | 5.68          | 14 |
| 白川村   | 2人     | 1人          | 0人   | 22    | 0.00          | 22 |
| 県外その他 | 292人   | 156人        | 3人   | <br>] |               |    |

 県外その他
 292人
 156人
 3人

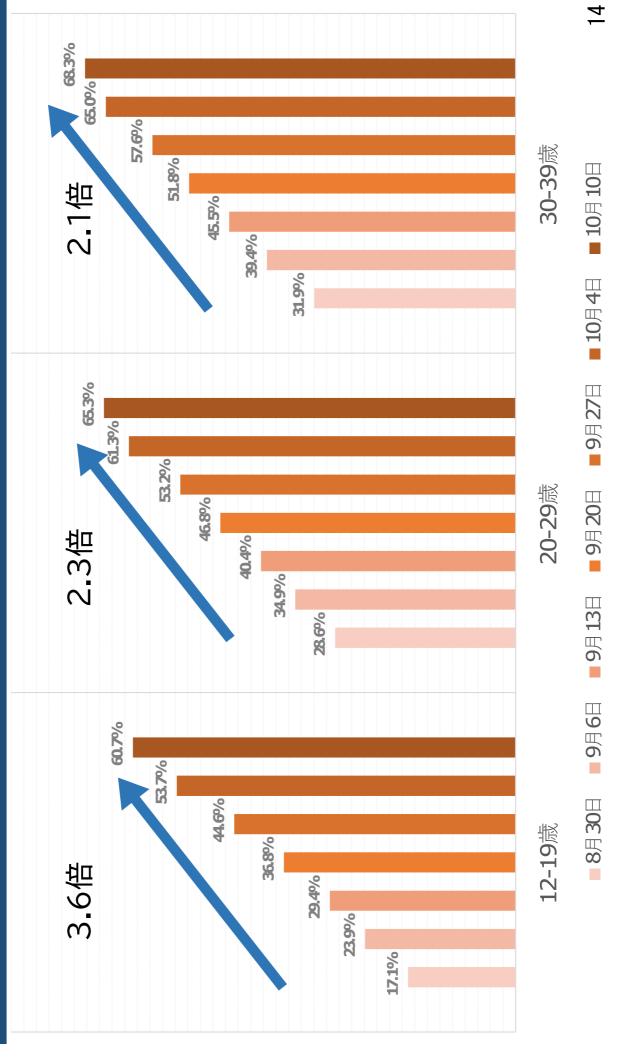
 ※順位は、感染者数の多い順
 ※人口10万分の母数 (R1.10.1時点) 岐阜県:「総務省人口推計第4表」、市町村:「令和元年県





### ○若年層接種率の伸び率

# 8月下旬以降、10代~30代の接種スピードが加速



### 市町村集団接種会場の終了時期

- 全市町村において、希望者への1回目接種は、10月中に終 了見込み。
- その上で、2割弱の市町は予備日等の確保のため、11月下 旬まで集団接種会場を開場の意向。

終了済み: 2団体 (七宗町、白川村)

| 団体数 |
|-----|
| 9   |
| 5   |
| 2 0 |
| 6   |
|     |

### 新型コロナウイルス感染症対策(案) ~新たな波に備えて~

令和3年10月12日決定 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間:令和3年10月15日から11月30日まで

本県では、緊急事態措置解除後も第5波の終息を目指して感染防止対策に取り組んだ結果、現時点で10万人あたり新規感染者数は7.30人、病床使用率は7.9%といずれもステージII以下で推移しています。

しかしながら、このところの減少のスピードは鈍く、特に10万人あたり新規感 染者数は全国都道府県の中では依然として高い方にあります。

こうした状況を踏まえ、一部の市町で継続していた飲食店への営業時間の短縮要請等については、10月14日をもって解除することといたしますが、新規感染者のうち、外国人県民の占める割合が多いこと、さらには今後、秋の行楽シーズンを迎え、その先には人流が活発となる時期である「年末年始」も控えていることから、第6波への備えも不可欠です。

さらに、施設の利用、イベント、学校行事等、社会経済活動は徐々に再開致しますが、引き続き感染防止対策を徹底し、感染防止対策と社会経済活動との両立を図っていかなければなりません。

県としても、「岐阜モデル」の根幹である「自宅療養者ゼロ」堅持のための医療 体制強化、希望する全県民への2回目のワクチン接種の早期完了、そして、3回目 接種に向けた準備を進めてまいります。

なお、本対策の内容については、11月初旬に評価を行うとともに、感染状況の 変化に応じて柔軟に見直してまいります。

T/OT 第5波 県の10万人あたり新規感染者数(7日間移動合計)の推移 1/6 夏休み・お盆 1/8 T/L 1/9 第4波 昨年は感染者の増加は11月 から始まり、人流が活発となる T/S 大型連休 T/b 「年末年始」に急増 29.95人 1/8 7/7 第3波 T/T 年末年始 17/1 ステージⅣ ラジョ T/TT ステージニ T/OT 110 105 100 95 95 88 88 80 75 70 65 65 65 40 35 30 25 20

7

20

### 対策の概要(別添参考資料参照)

### 1. 感染拡大の防止

- (1) 基本的な感染防止対策の徹底
  - ○ワクチン接種後の方も含めて対策徹底
    - ・マスク着用、手指衛生、密回避、こまめに換気、体調管理
  - ○外国人県民に対する感染防止対策
    - ・「岐阜県外国人県民感染症協力推進会議」を新たに設置
    - ・すべての外国人労働者の派遣事業者に感染防止対策の徹底を呼びかけ
    - ・外国人コミュニティに影響力のある方による、継続的な注意喚起の実施
- (2) 医療提供体制の強化
  - ○臨時医療施設の追加の検討
  - ○懐深い療養者受け入れ体制(病床と宿泊療養施設)
    - ・病床 859 床、宿泊療養施設 1,705 床、合計 2,564 床を確保済み
  - ○「非常時入院調整システム」の構築
  - ○再度、自宅療養を余儀なくされる場合への備え
    - ・避難所での自宅療養者の取扱いを「県避難所運営ガイドライン」に追記
- (3)ワクチン接種の推進
  - ○オール岐阜体制での一般接種の着実な実施
    - ・希望する全ての方への接種を10月から11月の早い段階までに終了 ※1回目接種を10月中には終了
  - ○3回目接種(追加接種)の準備
    - ・オール岐阜によるワクチン供給調整本部を開催し、接種体制確保を協議

### 2. 感染状況に応じた社会経済活動の再開

- ○飲食店等に対する営業時間短縮要請の解除
- ○飲食店等の第三者認証店舗における感染防止対策の徹底
  - ・県による見回り現地調査の継続と遵守状況に応じた認証の取り消し
- ○Go To イートの販売再開(対象:「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗)
- 〇県内旅行割引キャンペーン【第二弾】の実施(対象:宿泊施設においては同上)
- ○イベントにおける感染防止対策
- ○学校における対応
  - ・宿泊を伴う行事・活動、練習試合や土日の部活動についても再開

当面の対策一覧

(参考資料)

### 1 感染拡大の防止

### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

### ①県民の皆様へ

- ワクチン接種後の方(ブレークスルー感染の恐れ)も含めて、以下の対策 を徹底。
  - ▶ マスク着用 (不織布マスクで隙間なくフィット)
  - ▶ 手指衛生(頻繁な手洗い、消毒)
  - ▶ 密回避(密閉・密集・密接のどれか一つでも回避)
  - ▶ こまめに換気
  - ▶ 体調管理(体調不良時には出勤・通学を含む全ての行動をストップ)
- 感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避。
  - ▶ 飲酒を伴う懇親会等(注意力が低下する、大声になりやすい)
  - ▶ 大人数や長時間に及ぶ飲食(2次会・3次会、深夜のはしご酒等)
  - ▶ マスクなしでの会話(車やバスでの移動の際も要注意)
  - ▶ 狭い空間での共同生活(寮の部屋やトイレなど共用部分)
  - ▶ 居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等は要注意)
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は上記の基本的な感染防止対策を 徹底。特に、感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える。
- ・ 会食は、4人までを基本とし、できる限り予約をし、短時間で。
- 業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用。
- ・ 遠隔地からの帰省・旅行に際して、感染防止策を徹底するとともに、出発 前又は到着地での検査を勧奨。
- ・ ワクチン接種の対象外である12歳未満の子どもとその家族への感染拡大を防ぐため、保護者世代へのワクチン接種の推進や帰宅時の手洗い等の 感染防止対策を徹底。

### ②事業者の皆様へ

- ・ 業種別ガイドラインの遵守及びその旨の公表。
- ・ 在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの実施。
- ・ 事業所ごとに「ぎふコロナガード」(感染対策を監視し、健康状態を確認 する責任者)を指定し、感染予防策の全従業員への教育と現場点検を徹底。

### ③外国人県民に対する感染防止対策

外国人県民に感染が拡大し、10月以降の新規感染者に占める割合は3割弱となっており、外国人の人口比率(総人口の約3%)からみて極めて高い水準にある。また、外国籍の労働者に関連するクラスターも多数発生している。

個々の事例を見ると、寮での共同生活、複数の家族が集まっての飲食、送迎 車両への同乗、兼業先の別の職場への感染拡大などが複合的に絡み合い、最大 のものは150人を超える大規模なクラスターとなっている。

### <対策の統括>

・ 外国人県民に対するより効果的な感染防止対策を協議するため、新たに 「岐阜県外国人県民感染症協力推進会議」を設置。 (10/17 の週に開催)

### <派遣事業者、技能実習監理団体への対策>

- ・ 県内すべての外国人労働者の派遣事業者を対象に対策会議を開催し、外国 人県民に対する感染拡大防止の取組みの徹底を要請。
  - ▶ 10月13日(水):中濃・東濃・飛騨圏域(会場 東濃西部総合庁舎)
  - ▶ 10月22日(金):西濃圏域(会場:西濃総合庁舎)
- ▶ 10月27日(水):岐阜圏域(会場:岐阜県福祉・農業会館)
- ・ 派遣事業者の送迎車両等の感染防止対策に係る市町村との協調補助制度 の対象地域を美濃加茂市、可児市から全県に拡大。
- ・ 技能実習監理団体との会議において、外国人技能実習生受入企業への継続 的な感染防止対策実施の働きかけを要請。
  - ▶ 10月28日(木):県内全域(会場:岐阜市内)

### <コミュニティを通じた対策>

・ 外国人集住4市(岐阜市・大垣市・美濃加茂市・可児市)から、外国人コミュニティに影響力のある方を県へ推薦(10月中)いただき、その方々を対象とした外国人県民コミュニティネットワーク会議を開催。(11月中旬予定)外国人県民に対する継続的な注意喚起を依頼するとともに、より効果的な注意喚起の手法や表現方法等について意見交換。

### <ワクチン接種・予防的対策>

- 市町村において、特に外国人技能実習生へのワクチン接種に配慮するとと もに、県の大規模接種会場においても優先接種を実施し、市町村接種を補完。
- ・ 外国人県民が多い地域の教会、学校、企業等において、これまで延べ千人 を超える予防的検査を実施。今後はワクチン接種の進捗を踏まえつつ、10 月末にかけて、外国人県民雇用企業における定期的な予防的検査を継続。

### (2) 医療提供体制の強化

### ①臨時医療施設の追加の検討

・ 岐阜メモリアルセンター武道館に加え、臨時医療施設の追加を検討。

### ②懐深い療養者受け入れ体制(病床と宿泊療養施設)

- 現在、病床859床、宿泊療養施設1,705床、合計2,564床を確保済み。
- 宿泊療養施設における医療提供機能の強化。
  - ▶ 地域医師会と連携した往診体制の確保
  - ▶ 抗体カクテル療法を実施する体制整備

### ③「非常時入院調整システム」の構築

・ 病床がひっ迫し、本来入院すべき患者が入院できない状況となった場合に 救急医療を専門とする医師(「メディカルコントロール医師」を指名)が 患者の入院調整を行う、「非常時入院調整システム」を構築。

### ④再度、自宅療養を余儀なくされる場合への備え

- ・ 協力医療機関の追加確保、市町村との連携強化、オンライン入力等による 健康観察業務の効率化。
- ・ 自宅療養者の生活支援及び救急搬送に備え、市町村に対し、自宅療養者情報を提供。
- ・ 避難所における自宅療養者の取扱いについて、「岐阜県避難所運営ガイド ライン」に追記。

### (3) ワクチン接種の推進

### (1)ワクチン接種の現状(10/10 現在)

- ・ 全県民の73.9%(対象人口の81.7%)が1回目接種、65.3% (対象人口の72.2%)が2回目接種を実施。
- ・ 国の分科会が示した行動制限緩和にあたっての「理想的な接種率」に対し、 20~30代への接種率が下回っているが、このところ接種が加速しており、 全ての世代で理想的な接種率を上回るようさらなる接種を推進。

60代以上:93.6% (理想的な接種率:90%) 40~50代:81.2% ( ":80%)

20~30代:66.8%( ":75%) ※県接種率は1回目接種

・ 希望者全員が接種できる数量のワクチンを確保済み。今後、接種需要が高まり、追加供給が必要となる場合には、国に対し十分な追加供給を要請。

### ②オール岐阜体制での一般接種の着実な推進

• 10月から11月の早い段階までに希望するすべての方へ確実に接種が 行われるよう、市町村、県、職域ごとの接種計画を徹底。

### (ア) 市町村 --- 集団・個別接種の着実な実施

- ・ 10月から11月の早い段階に接種を終了するには、10月中に1回目を接種する必要があるため、希望者への接種に漏れが生じないよう、改めて接種日時、会場、申込期限等の情報を周知徹底するとともに、休日・夜間枠を設けるなど予約しやすい環境を創出。
- ・ 受験・就職を控える学生をはじめとした若年層、外国人技能実習生をはじめとした外国人県民へのワクチン接種に遺漏のないよう配慮。【一部再掲】
- ・ 特に外国人が集住する団体においては、VRSデータと住民情報との突合による 接種実態の把握に努め、接種漏れを防止。

### (イ) 県 -- 大規模接種会場における優先的接種

- ・ 学生や大学の運動部員へのワクチン優先接種を推進するとともに、20代、30 代を中心とした市町村接種枠を拡充し、市町村接種を補完。
- ・ 外国人技能実習生、留学生の接種を推進し、市町村接種を補完。【再掲】

岐阜会場:約7,800人10/2(土)~11/21(日) 飛騨会場:約1,400人10/23(土)~11/14(日)

### (ウ) 職域接種の推進

実施企業、大学等に対して、VRS (ワクチン接種記録システム)の登録を徹底。 (対象人数約8.5万人、1回目:95.2%、2回目:91.0%)

### ③3回目接種(追加接種)の準備

- ・ 2回目接種を終了した方のうち、概ね8か月以上経過した方を対象として、12月を目途に第3回接種を開始することを想定。
- ・ 10月中旬に、オール岐阜による県ワクチン供給調整本部\*を開催し、 追加接種の体制確保等について協議。

※構成:ぎふ綜合健診センター所長、岐阜協立大学、県医師会、県病院協会 県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県商工会議所連合会 県商工会連合会、県市長会長、県町村会長、各圏域代表市長、県

・ 現在、医療機関に対する自院接種の意向及び必要ワクチン数の調査を 実施中。

### 2 感染状況に応じた社会経済活動の再開

### (1) 飲食店等への時短要請の解除及び感染防止対策の徹底

- 飲食店等に対して要請している営業時間の短縮等については全面解除。
- ・ 飲食は「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗(第三者認証 店舗)を利用。
- ・ 県による第三者認証店舗の見回り現地調査の継続(①アクリル板等の設置 又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用推奨、 ④換気の徹底)及び遵守状況に応じた認証の取消し。

### (2) Go To イートの販売再開、県内旅行割引キャンペーンの実施

- Go To イート食事券の県内在住者に向けた販売再開を国に要請。 (対象は「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得店舗)
- ・ 県内観光産業の回復に向け、県民向け県内旅行割引キャンペーン【第2弾】 を実施。 (対象は宿泊施設においては同上)
  - ▶ 時期:令和3年10月15日(金)~11月30日(火)
  - ※ これらについては、「人口10万人あたりの新規感染者数(7日間移動合計)」「病床使用率」ともにステージⅢに近づいた場合には、クラスターの発生状況等も踏まえた上で停止を判断。

### (3) イベントにおける感染防止対策

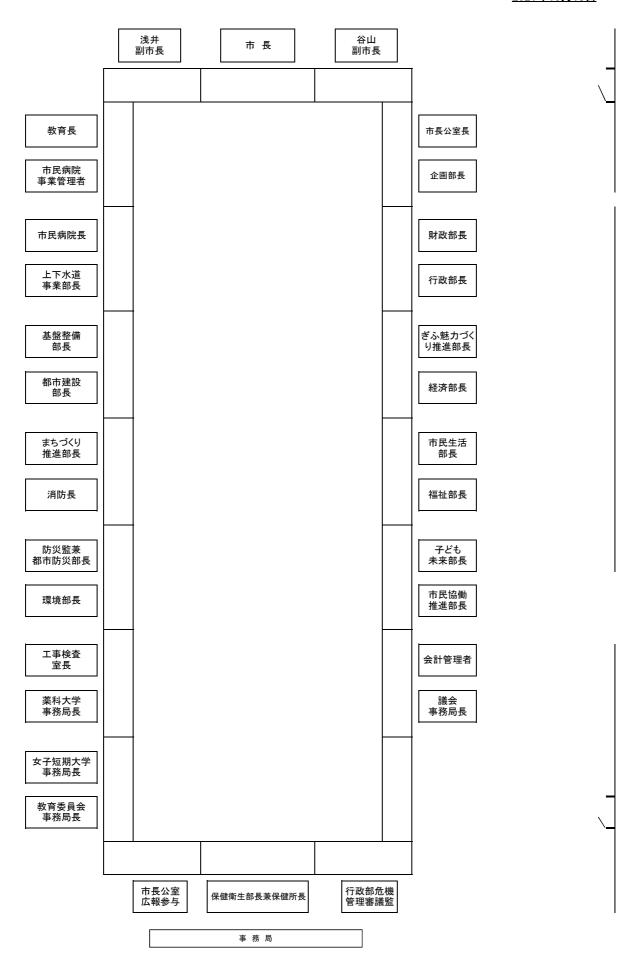
- 基本的対処方針に沿って感染防止対策を徹底した上で開催。
  - ▶ 収容率:大声なし100%以内、大声あり50%以内
  - 入数上限:5千人又は収容定員50%以内(≦1万人\*)の大きい方 (収容率、人数上限でどちらか小さい方を限度とする。)
  - ※ 「上限1万人」は、10月30日までの間、適用。
- ・ 開催規模に関わらず、「三密」が発生しない席の配置や「人と人との距離 の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者 や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を実施。
- ・ 参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくとともに、接触確認アプリ「COCOA」や「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用を促進。

### (4) 学校における対応

- ・ 全ての学校において「ぎふコロナガード」を指定し、基本的な感染防止対 策の確認、徹底。
- ・ 合唱など感染リスクの高い活動は、短時間で方法等も工夫。登校に不安の ある児童生徒には、オンラインによる学習支援等を実施。
- ・ 遠足、修学旅行、就業体験等の校外活動については、感染防止対策を徹底。
- ・ 文化祭等の学校行事では、オンライン等新しい形を工夫するなど感染防止 対策を徹底。
- 部活動での練習試合及び土日の練習の再開に伴い、感染防止対策を徹底。
- ・ 宿泊を伴う行事・活動の再開にあたり、感染防止対策を徹底。

### 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

### **2021年10月13日**



### 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

令和 2年 1月28日決裁 改正 令和 2年 2月21日決裁 改正 令和 2年 3月 2日決裁 改正 令和 2年 3月31日決裁 改正 令和 2年 4月 1日決裁 改正 令和 2年 4月 7日決裁 改正 令和 2年 5月26日決裁 改正 令和 3年 1月 8日決裁 改正 令和 3年 3月10日決裁 改正 令和 3年 3月22日決裁 改正 令和 3年 3月31日決裁 改正 令和 3年 4月25日決裁 改正 令和 3年 9月30日決裁

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。 以下「感染症」という。)の感染の拡大を防止するため、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

- 第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 感染症の発生に関する情報の収集及び関係機関との情報の共有
  - (2) 感染症の感染の拡大の防止に係る対策の検討及び実施
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、主に保健衛生部に関する事務を担任する副市長、副次的に保健衛生部に関する事務を担任する副

市長の順位により、その職務を代理する。

(本部の会議)

- 第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集する。
- 2 保健衛生部長は、本部の会議の議事を進行する。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、本部の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(課題調整会)

- 第5条 感染症の対策に関する課題に係る対応の検討、岐阜県との連絡調整等を行うため、本 部に課題調整会を置く。
- 2 課題調整会は、課題調整会に係る会長(以下この条及び次条並びに別表第2において「会長」 という。)、副会長(以下この条及び次条において「副会長」という。)及び会員をもって 組織する。
- 3 会長は、主に保健衛生部に関する事務を担任する副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健衛生部保健衛生政策課長、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 課題調整会の会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、課題調整会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、保健衛生部保 健衛生政策課長、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理す る。

(課題調整会の会議)

- 第6条 会長は、必要に応じて課題調整会の会議を招集する。
- 2 副会長は、課題調整会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、課題調整会の会議に関係職員等の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(ワクチン接種対策検討会)

- 第7条 感染症に関するワクチンの接種に係る対策の検討、岐阜県との連絡調整等を行うため、 本部にワクチン接種対策検討会(以下「検討会」という。)を置く。
- 2 検討会は、検討会に係る会長(以下この条及び次条並びに別表第3において「会長」という。)、副会長(以下この条及び次条において「副会長」という。)及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、主に保健衛生部に関する事務を担任する副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健衛生部保健衛生政策課長をもって充てる。
- 5 検討会の会員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、検討会を代表し、その事務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

- 第8条 会長は、必要に応じて検討会の会議を招集する。
- 2 副会長は、検討会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、検討会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第9条 本部の機能を補完するために、本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事会に係る会長(以下この条及び次条並びに別表第4において「会長」という。)、副会長(以下この条において「副会長」という。)及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、保健衛生部保健衛生政策課長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

- 第10条 会長は、必要に応じて幹事会の会議を招集する。
- 2 会長は、幹事会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 本部、課題調整会、検討会及び幹事会の庶務は、保健衛生部保健衛生政策課において 処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月7日から施行する。 (岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱の廃止)

2 岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱(平成25年4月18日決裁)は、廃止する。

附則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月25日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

### 別表第1(第3条関係)

教育長

市長公室長

広報参与

企画部長

財政部長

行政部長

危機管理審議監

工事検査室長

ぎふ魅力づくり推進部長

経済部長

市民生活部長

福祉部長

子ども未来部長

保健衛生部長

保健所長

市民病院長

環境部長

都市防災部長

消防長

まちづくり推進部長

都市建設部長

基盤整備部長

上下水道事業部長

市民協働推進部長

薬科大学事務局長

女子短期大学事務局長

教育委員会事務局長

会計管理者

議会事務局長

監查委員事務局長

本部長が必要と認める者

### 別表第2(第5条関係)

財政部財政課長

行政部人事課長

ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長

経済部経済政策課長

福祉部福祉政策課長

子ども未来部子ども政策課長

教育委員会事務局教育政策課長

会長が必要と認める者

### 別表第3(第7条関係)

行政部デジタル戦略課長

行政部管財課長

福祉部介護保険課長

福祉事務所高齢福祉課長

市民協働推進部市民活動交流センター所長

教育委員会事務局学校指導課長

会長が必要と認める者

### 別表第4(第9条関係)

市長公室秘書課長

企画部総合政策課長

財政部財政課長

行政部行政課長

ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長

経済部経済政策課長

市民生活部市民生活政策課長

福祉部福祉政策課長

子ども未来部子ども政策課長

市民病院事務局病院政策課長

環境部環境政策課長

都市防災部都市防災政策課長

消防本部消防総務課長

まちづくり推進部まちづくり推進政策課長

都市建設部都市建設政策課長

基盤整備部基盤整備政策課長

上下水道事業部上下水道事業政策課長

市民協働推進部市民協働推進政策課長

薬科大学事務局庶務会計課長

女子短期大学事務局総務管理課長

教育委員会事務局教育政策課長

会計課長

議会事務局議会総務課長

選挙管理委員会事務局長

監查委員事務局監查課長

会長が必要と認める者

10月15日(金)~ 11月30日(火)

### 新型コロナウイルス感染症

### 第6波阻止へ対策を

ワクチン接種が進み、2回接種済みの方が対象者の7割に近づき、また、市民の皆様が感染防止対策を徹底された結果、市内の新規感染者数は減少傾向となり、**人口10万人当たりの新規感染者数は6.87人**(10月12日公表時点)、**ステージⅡ以下**となりました。また、県内の病床使用率もステージⅡ以下で推移しています。

このような状況から、岐阜市で実施されていた飲食店等への営業時間の短縮要請等は、 10月14日をもって解除されます。

しかしながら、市内では、新規感染者数が減少していた状況でも、**過去最大のクラスターが発生**するなど、感染防止対策の緩みによる感染事例がみられており、今後、人流が活発となる**秋の行楽シーズンや年末年始には、第6波が懸念**されます。

日常生活における行動制限は、徐々に緩和されていきますが、引き続き感染防止対策を徹底し、**感染防止対策と社会経済活動の両立**を図っていかなければなりません。ワクチン接種済みの方も含め、一人ひとりの感染防止対策の継続へのご協力をお願いいたします。

令和3年10月13日 岐阜市長 柴橋正直

### 市民の皆様・事業者の皆様へ

### 感染防止対策の徹底

基本的な感染防止対策の継続

✓ 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「密回避」、「こまめな換気」、 「体調不良の時は、全ての行動ストップを!」

### 感染リスクが高まる場面に関する注意喚起

- ✓ 県境をまたぐ移動(旅行、出張、帰省など)の際は基本的な感染防止対策の徹底を! 感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えて!
- ✓ 会食は、4人までを基本とし、できる限り予約して! 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」が掲示されているお店の利用を!
- ✓ 自宅も含め、大人数・長時間での飲食× 深酒× 大声×
- ✓ 外食に限らず、職場や学校でも食事中はマスクなしの会話は控え「黙食」を!
- ✓ 休憩室、喫煙所、更衣室等の居場所が切り替わる時も基本的な感染防止対策の徹底を!

### 職場での接触低減に向けた取組の推進

- ✓ 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進を!
- ✓ 出勤が必要な場合も、時差出勤、自転車通勤、ローテーション勤務等の徹底を!

### ワクチン接種の早目の予約

✓ 10月末までに希望者への1回目のワクチン接種を終了予定。 接種を希望され、未だ予定が立てられていない方は、早目の予約をお願いします! (現時点で公共施設の予約枠に多数空きがあります。)

### イベント等の開催制限

- √ 収容率: 大声なし 100%、大声あり 50%
- ✓ 人数上限:5,000人又は収容定員50%以内(上限10,000人\*)のいずれか大きい方 (収容率、人数上限のどちらか小さい方を限度)
  - \*「上限10,000人」は、10月30日までの間、適用。